

税務署からのお知らせ

マイナンバーカードで簡単スマホ申告!

もっとつながる! もっと便利に!

確定申告期間中(2月17日~3月17日)に税務署で申告相談を希望される方は、国税庁LINE公式アカウントから取得した入場整理券(スマートフォン)とマイナンバーカード(2種類のパスワードが必要です。)、確定申告関係書類を持ってお越しください。

※税務署では、記載済申告書の検算を行いません。記載済申告書につきましては、投函箱(提出BOX)に投函していただきますようお願いいたします。

確定申告はこちら



作成コーナー



マイナポータル
連携はこちら



国民健康保険税の税率を見直します

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、令和9年度までに賦課方式を現在の4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)から2方式(所得割・均等割)へ、かつ税率を県が提示する市町村標準保険税率どおりに見直す必要があります。

一度に見直しを行うと加入者の負担が大きく変わってしまうことから、令和7・8・9年度で段階的に見直しを行っていく方針です。

令和7年度は次のとおり税率を見直しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	R6	R7	R6	R7	R6	R7
所得割(所得に対して)	5.5%	6.52%	1.5%	2.06%	1.4%	1.91%
資産割(固定資産税に対して)	25.0%	16.0%	-	-	-	-
均等割(加入者1人あたり)	14,800円	26,100円	8,200円	11,300円	8,200円	11,900円
平等割(1世帯あたり)	8,000円	5,300円	-	-	-	-

令和9年度税率が県の提示する市町村標準保険税率となるように、所得割と均等割は引き上げを、資産割と平等割は引き下げを段階的に行いました。

ほとんどの世帯が増額し、世帯の方の年齢や所得額、所有の固定資産額が一定の条件にあてはまる一部の世帯は減額または増減なしと想定されます。

【参考】埼玉県が示す令和6年度市町村標準保険税率 ※毎年県が市町村ごとに算出

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	6.85%	2.82%	2.34%
資産割	-	-	-
均等割	40,641円	16,276円	16,583円
平等割	-	-	-

問合せ

税務会計課 課税担当

☎66・3111 内線112

「県立長瀬玉淀自然公園」内における行為の許可・届出手続きについて

長瀬町は、全域が「埼玉県立長瀬玉淀自然公園」に指定されています。

自然公園は、地域の自然環境を守る観点から、その風致景観の質により「特別地域」と「普通地域」とに区分され、その区分によって規制を受ける行為がそれぞれ「埼玉県立自然公園条例」によって定められています。

その中でも、荒川沿い周辺・宝登山周辺の区域は特別地域に指定されています。また、大字岩田、井戸、風布地区は全域が特別地域です。なお、その他の地区は一部が特別地域となっています。

◆特別地域内で許可が必要な主な行為

- ・工作物(建築物など)の新築、改築、増築
- ・木竹の伐採、鉱物の掘採、土石の採取
- ・屋外広告物、屋外広告物に類するものの設置、掲出、表示
- ・土地の開墾や土地の形状変更(造成など)
- ・屋根、壁面、塀等の色彩の変更

◆普通地域内で届出が必要な主な行為

- ・一定規模以上の工作物(建築物など)の新築、改築、増築
建築物…高さ13m超又は延べ面積1000㎡超
鉄塔…高さ30m超
- ・屋外広告物、屋外広告物に類するものの設置、掲出、表示
- ・土地の開墾や土地の形状変更(造成など)

◆事前相談

県立長瀬玉淀自然公園の区域内で、許可の申請や届出を要する行為を行うときは、埼玉県秩父環境管理事務所へ事前にご相談ください。

なお、許可の申請や届出に関する書類の受付窓口は、長瀬町町民課となります。

問合せ

埼玉県秩父環境管理事務所 ☎23・1511 / 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126